告示

○総務省告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、未来産業研究会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百五十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十年二月二十八日　　総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

訂正後	訂正前
〔資金管理団体〕 **未来産業研究会** ［略］ 報告年月日　21．3.31 （関係書類が廃棄等されているため、前年からの繰越額と前年分収支報告書の翌年への繰越額との間に乖離が生じている旨、報告があった。） 1　収入総額　132,241,251 前年繰越額　80,303,519 ［略］ 2　支出総額　57,376,238 ［3　略］ 4　支出の内訳 ［略］ 政治活動費　31,911,708 組織活動費　13,423,181 ［略］ 調査研究費　1,133,220 ［略］ ［5～7　略］	**〔資金管理団体〕** **未来産業研究会** ［同左］ 報告年月日　21．3.31 1　収入総額　210,187,608 前年繰越額　158,249,876 ［同左］ 2　支出総額　80,288,238 ［3　同左］ 4　支出の内訳 ［同左］ 政治活動費　54,823,708 組織活動費　16,335,181 ［同左］ 調査研究費　1,133,220 寄附・交付金　20,000,000 ［同左］ ［5～7　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、未来産業研究会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百二十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十年二月二十八日　　総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
〔資金管理団体〕 **未来産業研究会** ［略］ 1　収入総額　107,436,335 前年繰越額　74,865,013 ［略］	**〔資金管理団体〕** **未来産業研究会** ［同左］ 1　収入総額　162,470,692 前年繰越額　129,899,370 ［同左］